

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 (06-6208-7882)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	風致地区内における建築等の規制に関する条例に違反した場合等の監督処分
概 要	風致地区内では、建築その他工作物の新築等を行う場合には大阪市長の許可を受けなければなりません。この許可に違反するなどした場合には、風致を維持するため必要な限度において、許可の取り消し、工事その他の行為の停止など、違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第10条 (http://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	＜大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第10条＞ 市長は、次の各号の1に該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反行為を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。 （1）この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者 （2）この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した工事その他の行為の注文主若しくは請負又は請負契約によらないで自ら当該工事その他の行為をしている者若しくはした者 （3）許可に付した条件に違反している者 （4）詐欺その他不正な手段により、許可を受けた者
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000369588.html
備 考	